

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れるため、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。これら児童養護施設等に対しては、被虐待児を受け入れた場合の運営費の加算や、心理士、個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置などのための運営費の加算、また、平成21年度からは、入所児童が幼稚園に通えるよう、通園費の助成を行うなど、入所児童の処遇向上のため、さまざまな施策を行ってきました。

また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを7施設のうち6施設で実施しています。さらに、児童養護施設等を卒園する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成拡充や、就職する児童の相談や日常生活上の援助、生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、要保護児童の養育を委託する里親の養育技術の向上等を図るため、里親や里親希望者に対する研修や、里親同士の情報交換の場として、定例的に里親サロンを実施しています。

さらに、家庭生活体験事業（一日里親事業）を実施し、児童養護施設等の入所児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養^{かんよう}や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じて適切な支援に努めてきました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 児童養護施設等

（生活環境の整備）

児童のプライバシーに配慮するため、個室化など児童の居室整備や、家庭的な養護を促進する小規模グループケアが望まれています。市内の児童養護施設等で個室化しているのは、総定員の5.9%であり、小規模グループケアも十分には対応できていません。

（発達障害のある子ども等への対応）

児童養護施設等では、軽度の自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、被虐待児などの処遇困難な児童を受け入れる例が多くなっています。

(卒園後の支援)

児童養護施設等を退所し就職する児童などに対し、日常生活の援助および生活指導、就業援助を行う自立援助ホームについては、女子児童対応施設がなく、対象女子児童の処遇に苦慮しています。



児童居室の個室化などによる児童のプライバシーへの配慮や、小規模グループケアによる家庭的な養護の促進が必要です。

発達障害のある子ども、被虐待児など処遇困難児童の受け入れに伴う、職員の資質向上や体制強化が必要です。

児童養護施設等卒園後の女子児童に対する自立支援が必要です。

イ 家庭的な養育

子どもの置かれた状況に応じて対応するため、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（平成21年4月に制度化）のさらなる充実が望まれています。また、里親の登録数は伸び悩んでいます。また、ファミリーホームについても、整備が求められています。

また、児童虐待や養育環境などの理由により、家庭にはお盆や正月など一時的でさえ帰省できない子どもが増加しています。子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮する必要があります。



里親制度の普及・拡大（登録数の増）を行う必要があります。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要があります。

家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業（一日里親事業）を拡充する必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり』

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、子どものプライバシーに配慮した児童居室の個室化などや、家庭的養護を推進するための小規模グループケアを進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

【成果の指標（目標）】

- i) 小規模グループケア実施箇所数
(21年度：7箇所（42名）⇒26年度：14箇所（84名）)
- ii) 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率
(21年度：9.1%⇒26年度：15%)



〔参考データ〕

○ 施設種別要保護児童数（平成21年9月1日現在）

	種別	施設数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	6	426人	386人
	乳児院	1	33人	28人
	里親	51	—	40人
	ファミリーホーム	1	6人	5人
市外	児童養護施設	随時	随時	21人
	情緒障害短期治療施設	随時	随時	10人
	児童自立支援施設	随時	随時	6人

注：里親の「施設数」欄は、登録世帯数。

○ 里親登録者数

平成16年度	47人
17	49人
18	54人
19	60人
20	61人

注：里親登録数等都道府県・政令市等比較で、（人口100万人あたり）登録里親数は、28位（66団体中）。

○ 家庭生活体験事業（一日里親事業）の実績

	全児童数 (各年度8月1日現在)	体験延べ児童数	受託里親世帯
平成17年度	398人	293人	202世帯
18	413人	266人	183世帯
19	396人	339人	229世帯
20	392人	357人	233世帯

資料：北九州市子ども総合センター統計

注：全児童数は、児童養護施設入所者数。

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	児童居室の個室化の推進 【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	児童養護施設における中高生等の年長児童のプライバシー確保のため、児童居室の個室化や小規模化(2~3人部屋)を推進します。
2	小規模グループケアの実施 【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模なグループ(原則6名以内)によるケアを実施します。 【小規模グループケア実施箇所数】 21年度：7箇所(42名) ⇒26年度：14箇所(84名)
3	自立援助ホームの運営および女子児童用自立援助ホームの創設【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	児童養護施設などを退所し、就職する児童に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営します。 あわせて、女子児童用の自立援助ホームを創設します。
4	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	児童養護施設等の退所を控えた児童や自立援助ホーム入所者を対象に、普通自動車運転免許取得費を助成することに加え、自立を支援する事業を拡充します。
5	入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	子どもの権利擁護を推進するため、弁護士や医師、大学教授からなる「入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会」を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置し、児童福祉施設内での処遇や措置に対する意見等に基づき、調査審議等を行います。

社会的養護が必要な子どもへの支援

6	総合療育センター等の専門スタッフの派遣【拡充】 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実することで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向上を図ります。
7	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業 (子ども家庭局・子育て支援課)	施設入所児童等が就職や住宅を賃借する際、施設長等がその保証人を引き受けやすくするため、その損害賠償等を保証する保険に自治体負担で加入します。
8	児童福祉施設等第三者評価事業《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供や、サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業の一層の普及を図ります。

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	ファミリーホームの運営 (子ども家庭局・子育て支援課)	家庭的養護を促進するため保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、基本的な生活習慣を確立するとともに児童の自立を支援するファミリーホームを普及・促進します。
2	家庭生活体験事業（一日里親事業）の拡大 (子ども家庭局・子育て支援課、子ども総合センター)	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進します。
3	里親促進事業 (子ども家庭局・子ども総合センター)	保護を要する子どもに対して、より家庭的な環境で愛着の形成を図ることができる里親委託を推進するため、児童福祉法に基づき里親制度の普及啓発、里親のための研修・相談・援助など里親の支援を総合的に実施します。

(2) ひとり親家庭への支援

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

母子家庭については、就業による自立を促進することが重要であることから、母子福祉センターでの就業支援講習会において、就職に有利で、受講希望の多い講座を新設・増設するとともに、母子自立支援プログラム策定員を同センターに配置し、個々の家庭の状況に応じた支援を行っています。

また、就業に役立つ資格を取得する際に、その受講期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために支給する高等技能訓練促進費を拡充し、さらに、ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催するなど、就業支援の強化に取り組みました。

父子家庭への支援策としては、保険診療による医療費の自己負担分を助成する医療費支給制度を見直し、対象を父子家庭へも拡大しました。

このほか、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の相談に対応するとともに、その実態に応じ必要な支援を行うことにより、経済的・社会的な自立の促進に努めてきました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 就業の状況

母子家庭の平均年収は約220万円と低い水準にあり、雇用形態を見ても、85.6%が就業しているものの、非正規社員（パートタイマー、派遣など）の割合が55%と高く、非常に厳しい現状にあります。

母子家庭が、収入面、雇用条件等で安定した仕事に就けるよう、引き続き、就業支援の充実が必要です。

イ 子育て・生活の状況

ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービスが必要な際に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業をはじめ、自立を支援する施策を実施していますが、十分には活用されていません。

母子家庭は、母親がひとりで生計を担っており、所得が少ないため、生活費や子どもの教育費をはじめ、さまざまな経済的負担に悩みや不安を抱えています。

また、父子家庭からは、年金・手当、医療保障の充実のほか、生活上の不安や悩みの相談窓口の充実等の要望があります。

自立を図るために必要な施策の情報が、必要な家庭に、確実に効果的に届くよう、情報の提供方法を工夫する必要があります。

母子家庭の経済的負担の軽減を図るため、「ひとり親家庭等医療費支給制度」や「児童扶養手当」とあわせて、「母子寡婦福祉資金貸付金制度」の利用についても促進する必要があります。

父子家庭を支援する施策の充実を図る必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援策のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実させるなど、総合的な自立支援を行います。

【成果の指標（目標）】

- i) ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数
(母子福祉センターにおける講座等の受講延べ人数
20年度：4,897人⇒26年度：6,000人 など)
- ii) ひとり親家庭施策を知らない人の割合
 - ・ 母子福祉センター
(母子家庭 18年度：26.4%⇒減少、父子家庭 18年度：43.7%⇒減少)
 - ・ 子ども・家庭相談コーナー
(母子家庭 18年度：16.2%⇒減少、父子家庭 18年度：39.6%⇒減少)

〔参考データ〕

○ 世帯数

母子家庭	15,120世帯
父子家庭	2,446世帯
計	17,566世帯

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 仕事の有無（母子家庭）

持っている	85.6%
持っていない	14.3%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 就労形態（母子家庭）

正社員	39.1%
非正規社員	55.0%
パートタイマー	39.1%
派遣・契約社員	11.9%
臨時・日雇など	4.0%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 世帯の年間税込み収入（母子家庭）

100～150万円	22.0%
200～300万円	20.3%
150～200万円	16.9%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

注：平均年収 母子家庭 約220万円、父子家庭 約445万円

全世帯(全国)の1世帯あたり平均所得金額（平成18年 国民生活基礎調査）
563.8万円

○ 「知らない」 公的機関や制度

	母子家庭	父子家庭
日常生活支援事業	56.7%	63.1%
母子寡婦福祉資金	39.5%	—
母子福祉センター	26.4%	43.7%
子ども・家庭相談コーナー	16.2%	39.6%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 家事担当者の疾病時に代わりに家事をする人

	母子家庭	父子家庭
代わりに家事をする人はいない	31.7%	24.9%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 母子家庭・父子家庭になった当時困ったこと

	母子家庭	父子家庭
さしあたりの生活費	63.6%	30.3%
子どもの養育・しつけ・教育	26.9%	63.1%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

○ 現在不足している費用（母子家庭）

日常生活費	60.2%
子どもの就学・通学のための費用	48.3%
住宅の転居のための費用	24.3%
子どもの結婚のための費用	16.9%
就職のための費用	15.0%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

注：複数回答

○ 行政機関に対する要望事項（父子家庭）

年金・手当などを充実する	50.5%
医療保障を充実する	39.6%
県営住宅や市営住宅を増やす	14.8%
生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する	13.7%

資料：北九州市「母子世帯等実態調査（平成18年度）」

注：複数回答



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

【就業支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	ひとり親家庭のための合同 就職説明会 (子ども家庭局・子育て支 援課)	ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、企業への就職の場を提供する合同就職説明会を開催し、就業機会を増やします(平成21年度～)。 【説明会参加企業数】 毎年度：20社以上 【説明会参加者数】 毎年度：100人以上
2	母子家庭自立支援給付金 事業の推進 (子ども家庭局・子育て支 援課)	母子家庭の母親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等技能訓練促進費等給付金」(平成21年度拡充)、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を推進します。
3	母子福祉センター事業の充実 【拡充】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	「母子福祉センター」において、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図ります。 今後、さらに、就職に必要な知識、技術、資格の取得を目的として実施している就業支援講習会の充実を図ります。 【受講延べ人数】 20年度：4,897人⇒26年度：6,000人
4	母子自立支援プログラム策定 事業等成功事例集の作成 【新規】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	「母子福祉センター」で実施している母子自立支援プログラム策定事業等によって就業につながった事例などを集めた成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てます。 あわせて、参考になる事例を「ひとり親家庭のガイドブック」に掲載します。
5	母子寡婦福祉資金貸付金 制度の利用促進<<再掲>> (子ども家庭局・子育て支 援課)	母子家庭の子どもが高等教育を受ける機会の保障や厳しい雇用情勢の中での母親の就労を確保し、母子家庭の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図るため、その利用を促進します(平成21年度制度改善)。

6	ひとり親家庭の在宅就業支援 【新規】 (子ども家庭局・子育て支援課)	ひとり親家庭等の在宅就業について、業務の開拓、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取り組みを実践し、就業の拡大に向けた環境整備を図ります。
---	--	---

【経済的支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
7	母子寡婦福祉資金貸付金制度の利用促進《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子家庭の子どもが高等教育を受ける機会の保障や厳しい雇用情勢の中での母親の就労を確保し、母子家庭の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図るため、その利用を促進します(平成21年度制度改善)。
8	ひとり親家庭等医療費支給制度《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子、父子などひとり親家庭等の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します(父子家庭については、平成21年10月から実施)。
9	児童扶養手当【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。 また、平成22年度においては、父子家庭にも支給を拡大します。

【子育て・生活支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
10	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する者(家庭生活支援員)を派遣します。
11	母子生活支援施設(母子寮)の運営 (子ども家庭局・子育て支援課)	市内2箇所の母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。

12	休養ホーム利用補助 (子ども家庭局・子育て支援課)	ひとり親家庭等のレクリエーションと休養のため、国民宿舎などを休養ホームに指定し、宿泊料金の一部を補助します。
13	母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居 (建築都市局・住宅管理課)	市営住宅への入居希望者の中で、特に住宅の自立確保が困難と思われる母子家庭、父子家庭に対し、募集戸数を優先的に確保します。

【相談・情報提供】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
14	母子福祉センター事業の充実 【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	「母子福祉センター」において、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図ります。 今後、さらに、就職に必要な知識、技術、資格の取得を目的として実施している就業支援講習会の充実を図ります。 【受講延べ人数】 20年度：4,897人⇒26年度：6,000人
15	ひとり親家庭施策の周知 (子ども家庭局・子育て支援課)	ひとり親家庭の利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布します。
16	子ども・家庭相談コーナーの運営【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待対応等、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援につなぎます。 さらに、同コーナーの体制の充実を図ります。
17	母子生活支援施設(母子寮)の運営《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	市内2箇所の母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。

(3) 児童虐待への対応

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、平成17年度に市に要保護児童対策地域協議会を、各区に要保護児童対策実務者会議を設置して、関係機関との連携を図っています。児童虐待の通告があった場合には、軽微な事例は各区の「子ども・家庭相談コーナー」が、重篤^{じゅうとく}で緊急を要する事例は、「子ども総合センター」が対応しています。

組織体制についても、「子ども総合センター」は、児童虐待に迅速に対応するため、児童虐待の初期対応を専門的に行うチームの設置や、児童福祉司などの増員で職員体制を強化し、各区の「子ども・家庭相談コーナー」は、コーナー専任の担当係長を配置するなど、充実を図ってきました。

また、虐待を行った保護者や養育不安のある保護者に対して、適切なカウンセリングを行うとともに、養育技術の向上や家族関係の調整に関するペアレントトレーニングを実施しています。

さらに、被虐待児童に対しては、心のふれあいを図るメンタルフレンドの訪問、対人関係の向上や精神的安定を図るため陶芸教室などの日帰り事業を実施しています。

このように、児童虐待の防止、早期発見、早期対応および適切な支援を行うため、地域・区・市レベルの各段階において関係機関が相互に連携して支援していく体制を整えました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 児童虐待防止

児童相談所の児童虐待対応件数は、全国的には増加傾向にあるものの、本市では平成18年度の456件をピークに、平成19年度430件、平成20年度374件と減少しています。しかし、児童虐待に関する家庭訪問や調査、面接等の対応延件数は増加しており、家族再統合に向けた調整や支援に時間を要し、対応に苦慮している状況があります。

このような中、平成20年5月に深刻な児童虐待事件が発生し、この事件を受けて、より有効かつ必要な再発防止策を検討するため検証委員会を設置し検証を行いました。この検証において児童虐待の早期発見、早期対応に向けたマニュアルの整備、関係者の情報の共有や研修の充実などの再発防止策が提案され、現在取り組んでいるところです。

さらに、関係機関との連携による早期発見、再発防止策として、迅速かつ臨機に対応できるシステムの整備などが求められています。



児童虐待が深刻化する前に、早期発見・早期対応するための体制強化が必要です。

児童虐待対応に関して、より高度な専門性や一時保護、立ち入り調査などの権限を持った「子ども総合センター」と、地域に根ざした支援を行う区役所が、さらに連携を強化し、それぞれの特徴を活かした役割を果たす必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援を行うよう努めます。また、児童虐待が発生しても、虐待が深刻化する前に、早期発見・早期対応を行うよう努めます。

さらに、子どもの安全を守るための適切な一時保護や、虐待後のケアなど、子どもの保護・支援、家族の再統合に向けた保護者への支援を進めます。

【成果の指標（目標）】

i) 児童虐待対応件数（20年度：374件⇒減少）



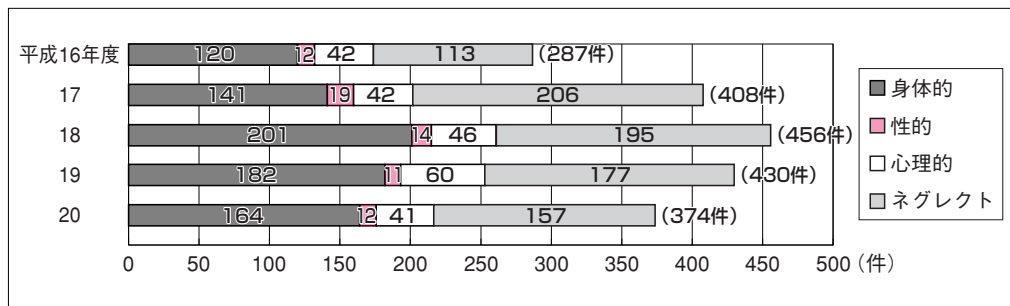
〔参考データ〕

○ 児童虐待対応件数の推移

	件数 (件)	児童人口 (人)	児童 一人中 の件数 (件)	養護 相談 (件)	養護相談中 虐待の 相談割合	相談 件数 (件)	全相談中 虐待の 相談割合
平成 16年度	287	162,685	17.64	744	38.6%	5,808	4.9%
17	408	160,548	25.41	912	44.7%	5,834	7.0%
18	456	159,093	28.66	919	49.6%	6,518	7.0%
19	430	157,882	27.24	975	44.1%	5,841	7.4%
20	374	157,243	23.78	899	41.6%	5,213	7.2%

資料：北九州市子ども総合センター統計

○ 虐待の種類別件数の推移



資料：北九州市子ども総合センター統計

○ 年齢別・虐待の種類別件数 (平成20年度)

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	71	0	12	58	141
小学生	67	2	15	62	146
中学・高校生 その他	26	10	14	37	87
計	164	12	41	157	374

資料：北九州市子ども総合センター統計

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 児童虐待の防止・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	子ども・家庭相談コーナーの運営【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待対応等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎます。 さらに、同コーナーの体制の充実を図ります。
2	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問(のびのび赤ちゃん訪問)事業の充実【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結びつけます。 また、関係機関と連携し、地域での見守り体制を強化するとともに、訪問員のスキルアップを図ります。 【生後4か月までの乳児家庭訪問の割合】 20年度：68.5%⇒26年度：100%
3	巡回カウンセラー(臨床心理士)の派遣【新規】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	臨床心理士と保育士がペアを組んで保育所を巡回訪問し、児童虐待の疑い、養育困難など処遇の困難なケースの対応について、保育士の相談に応じ、子どものケアなど必要な指導を行います。 また、緊急の案件が生じた際に、迅速に保育所に向向き、児童、保護者、保育士等の心のケアを行います。
4	虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化【拡充】 (子ども家庭局・子ども総合センター)	「子ども総合センター」と区役所の「子ども・家庭相談コーナー」の連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。 ○ 要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による、虐待への対応、支援体制の充実 ○ 要保護児童対策実務者会議主催の研修会の区単位での開催による、関係機関の連携と虐待対応の質の向上 ○ 「子ども総合センター」と区役所の「子ども・家庭相談コーナー」の連携強化による、虐待の通告・相談から支援までの体制の充実 ○ 関係機関、施設の「児童虐待対応リーダー」の研修を継続的に実施することによる、早期発見・迅速かつ適切な対応が取れるよう関係機関の支援者の質の向上

5	<p>乳幼児健康診査未受診者 フォローアップ事業 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>虐待につながりやすい状況の早期把握や予防のため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問等を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて、保健指導を行います。</p>
6	<p>子ども総合センターの運営 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、相談・指導・心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。</p> <p>また、児童虐待、非行、不登校、犯罪被害など立ち直り支援等が必要な子どもの問題に対応するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携による子どもや保護者の支援など専門的・技術的機関として運営します。</p>
7	<p>家族のためのペアレント トレーニング事業</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、適切なカウンセリングを行いながら、児童に対する養育技術や家庭環境の整備に関する訓練を行います。</p> <p>【参加家族数】 養育不安コース 20年度：20家族⇒現状維持（毎年度20家族） 家族再統合コース 20年度：17家族⇒26年度：20家族 （毎年度20家族）</p>
8	<p>メンタルフレンド派遣事業 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>被虐待・ひきこもり等の児童に対して、メンタルフレンドが家庭訪問等を行い、当該児童とのふれあいを通じて心の健康の回復を図り、家庭環境の再構築を支援します。</p>
9	<p>ひきこもり児童宿泊等指導 事業《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>被虐待児や不登校・ひきこもり児童の社会適応能力、対人関係能力、自主性、意欲等の向上や精神的安定、ストレスの解消を図るため、通所による陶芸教室や、青少年自然の家での宿泊プログラム（アドベンチャーカウンセリング）等を実施します。</p>

(4) 障害のある子どもへの支援

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

障害のある子どもの放課後の居場所づくりとして、特別支援学校に通う障害のある子どもを対象に、「日中一時支援事業（放課後対策）」を開始しました。

これにより、障害のある子どもが放課後の時間を安全に過ごせるとともに、さまざまな活動を通じて日常生活の基本動作の習得や余暇活動の機会を提供しています。

さらに、放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れに伴う運営費の加算や指導員の研修を充実するなど、障害のある子どもの受け入れ促進に努めており、こうした事業は、保護者の就労支援と介護負担の軽減にもつながっています。

また、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、区役所の相談窓口である「保健福祉相談コーナー」を中心として、「障害者地域生活支援センター」や「障害者しごとサポートセンター」、「総合療育センター地域支援室」などの専門相談機関との連携の強化を図ってきました。

発達障害についても、「発達障害者支援センター」などの専門相談機関を中心に、市民の理解を促進し、保護者による適切な対応を支援する取り組みを進めています。

このように、子どもの状態に応じた適切な支援を行うなど、障害のある子どもたちの成長と自立を支援する取り組みの充実に努めてきました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 障害のある子どもの早期発見

発達障害を早期に発見する主要な機会である「乳幼児健診」において、発見の精度を高めるための問診項目をより充実させることが求められています。

また、集団生活の場である保育所や幼稚園において、発達障害の兆候に気付いていても、保護者が受容できなかつたり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースも多くなっています。

さらに、本市の障害児療育の中核機関である「総合療育センター」における、予約から初診までの待機期間が長くなっています。

このようなことから、障害のある子どもや、保護者への助言や指導等、フォローが不十分であったり、発達障害を早期に発見できても、早期の診断や支援につながらないなどの状況も生じています。

また、保護者が子どもの障害の可能性に気付いてから診断までの間の、不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれています。



医療と福祉の連携強化や、乳幼児健診の内容や問診項目の見直しにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図る必要があります。

保育所や幼稚園と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽な相談窓口が必要です。

イ 総合療育センターの機能充実

「総合療育センター」での発達障害に係る新患数は、増加傾向が続いています。また、重度の障害のある子どもも減っていません。さらに、小児科医等の不足などから、「総合療育センター」での予約から受診までの待機期間が長くなっています。

また、同センターは小倉南区にあり、八幡西区など本市西部地区から遠く、親子ともに移動の負担が大きいという意見があります。

同センターの専門性を活かし、保育所や幼稚園、その他の児童福祉施設、地域の医療機関などへの支援をより一層行うため、障害のある子どもへの支援の中核施設としての、さらなる機能強化が求められています。



医師や専門スタッフの確保および保育所などへの支援の充実を図るとともに、「総合療育センター」の中核施設としての充実強化についても検討が必要です。

ウ 小学校就学前の支援

保育所や幼稚園において、障害のある子どもの受け入れは少しずつ増えてきていますが、さらなる対応の充実が望まれています。

また、障害児通園施設は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しくなっています。

このため、障害のある子どもを抱える保護者に対する、仕事と子育ての両立の面での対応が求められています。



小学校入学前の障害のある子どもの保育所等での受け入れの促進を図るために、「総合療育センター」等の専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要です。また、障害児通園施設での通園時間終了後の対応についても検討が必要です。

エ 小学校入学時の支援

言葉や行動など発達について「気になる子ども」のいる保護者が、小学校入学に際して就学相談を受けない場合には、保育所・幼稚園から小学校への情報伝達できていないことがあります。



小学校入学時等の支援のあり方、情報のつなぎ方(より効果的な情報伝達方法の構築)の検討が必要です。

オ 学齢期等の支援

障害のある子どもの放課後等の居場所として、特別支援学校在籍児は「日中一時支援事業(放課後対策)」が利用でき、保護者の就労支援やレスパイト(一時的休息)に有効ですが、利用者が急増している一方で、障害のある子どもと地域児童との交流の場がないなどの問題点もあります。

また、特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受け入れを促進しています。



「日中一時支援事業(放課後対策)」や放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進する必要があります。

カ 卒業後の地域生活に向けた支援

特別支援学校高等部や高等学校では、生徒の卒業後の地域での自立した生活に向けて、企業実習等の就職支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業は依然として少ないというのが現状です。

また、発達障害については、法定雇用率などの障害者雇用促進制度の対象外となっており、企業への就職が厳しい状況となっています。



教育・福祉・就労施策の連携を密にして、障害のある生徒が卒業後、一般企業等へ就職できるよう、関係機関が連携の上、支援する必要があります。

キ ライフステージ(年代別の生活状況)を通じた相談支援

各区役所の「保健福祉相談コーナー」や、「障害者地域生活支援センター」、「子ども総合センター」など、障害に関する多くの相談支援機関はありますが、その役割について周知が不十分であることなどから、市民にとって分かりづらくなっています。

また、ライフステージが変わる際の情報の引き継ぎや共有化など、関係機関の連携の充実が望まれています。



ライフステージが変わっても、引き続き、障害児通園施設等で、保護者の悩みや不安感の解消、親身になった相談支援ができるよう、より身近な相談窓口や相談支援機関の周知、関係機関相互の連携が必要です。

ク 家族支援

保護者が子どもの障害を受容することへの戸惑いに対するケア、障害のある子どもの特性に合わせた養育の支援、障害のある子どもを持つ親同士での相談や情報交換・交流、きょうだい児の心理的ケアなど支援の充実が求められています。

また、ショートステイ事業（短期入所）は、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るレスパイト（一時的休息）としても利用しやすいことが必要ですが、重症心身障害児の利用については受け入れ先が「総合療育センター」に限定されています。



保護者の障害の受容や子育てにおける悩み、きょうだい児の心理的ケアなどについて、専門相談機関による支援体制が必要です。

「ショートステイ事業」を充実する必要があります。

ケ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重複障害など、重度の障害のある子どもは、少子化が進む中であっても減少しておらず、障害の特性に応じたサービスの充実が求められています。

特に、医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）の支援については、施設入所、通園、ショートステイなどのサービスが不足しており、その中心となっている「総合療育センター」は小倉南区にあり、市西部地区在住の、障害のある子どもや保護者の利用の際の負担は大きいという意見があります。



重症心身障害児（者）が利用できるサービスの強化・充実を図る必要があります。

コ 発達障害のある子どもへの支援の充実

身体障害、知的障害および精神障害には、それぞれ「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の公的な制度がありますが、発達障害に関しては独自の制度がなく、福祉サービスに結びつきにくくなっています。

発達障害のある子どもは、強いこだわりやその場にそぐわない行動、コミュニケーションの困難さなどさまざまな特性を持っていますが、知的には問題がない場合も多く、周囲から理解されにくいいため、生きづらさを抱えながら生活しているという現状があります。

また、発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は「総合療育センター」内にあり、平成15年設置以降、相談者が増加しており、また、市西部地区からは遠く、利用しにくいという意見があります。



ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要です。

発達障害に関する研修・啓発、市民の理解促進が必要です。

発達障害のある子どもやその家族の支援など、「発達障害者支援センター」の相談体制の充実を図る必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

① 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。

また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化

通園施設での専門的療育訓練とともに保育所等での集団生活の場も必要であることなどから、保育所等での受け入れを促進するとともに、障害児通園施設のあり方や障害児入所施設における地域支援機能の強化についても検討します。

また、保育所、幼稚園等から、小学校等へ必要な情報が確実かつ効果的に伝達できるシステムを構築します。

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを推進します。

④ 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実

障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。

また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、保護者負担軽減のためのレスパイト（一時的休息）確保や保護者の就労支援を充実します。

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。

特に、重症心身障害児（者）が利用できる、ショートステイや通園などの福祉サービスの充実を図ります。

また、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

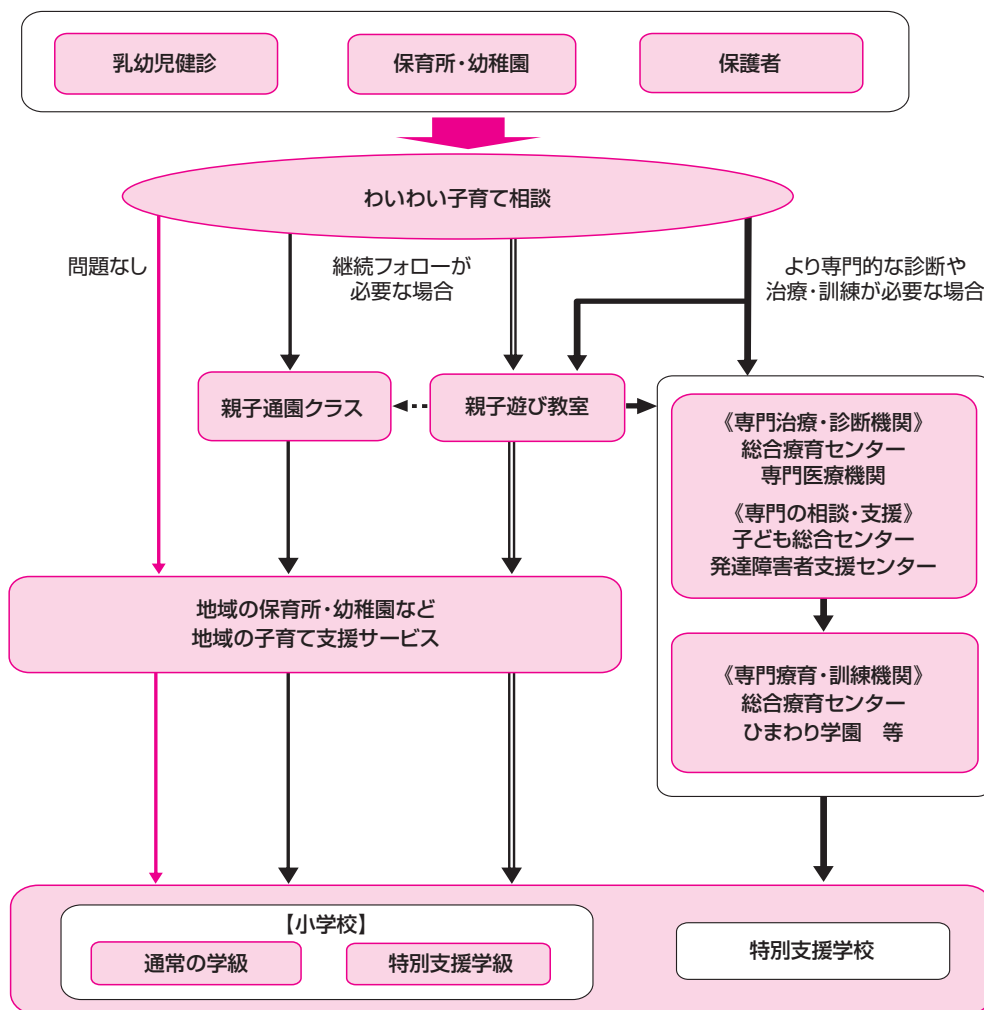
発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性やかかわり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できる「発達障害者のためのサポートファイル」を作成し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。

また、発達障害児（者）支援の中核機関である「発達障害者支援センター」の相談支援体制の一層の充実を図ります。

【成果の指標（目標）】

- i) 専門相談機関・施設に相談する割合（20年度：47.8%⇒増加）
- ii) 相談する相手がない人の割合（20年度：7.6%⇒減少）

【“気になる子どもや育児不安のある親子” に対する相談・支援（イメージ図）】



〔参考データ〕

- 身体障害者手帳交付件数（18歳未満：等級別）（平成21年3月末現在）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
件数	417	224	129	72	29	43	914

- 身体障害者手帳交付件数（18歳未満：障害別）（平成21年3月末現在）

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
件数	28	141	6	541	198	914

- 療育手帳交付件数（18歳未満）（平成21年3月末現在）

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
件数	640	1,124	1,764

- 悩みや不安の相談者

相談者	割合
行政や民間の相談窓口	6.5%
施設や医療機関の職員	41.3%
友人・知人	15.2%
家族	58.7%
相談できる人がいない	7.6%

資料：平成20年度 北九州市障害児・者実態調査

注：障害児分のみ割合（複数回答）

- 総合療育センター

総合通園	肢体不自由児通所
定員150名	定員40名

- 総合療育センターの重症心身障害児（者）通園事業（平成20年度）

登録者	平均利用者
43名	13.5人/日

- 知的障害児通園施設

施設数	延べ定員
市内5箇所	190名

- 障害児入所施設（定員）

知的障害児施設	小池学園（60名）、あすなろ学園（30名）
重症心身障害児施設	総合療育センター（60名）、やまびこ学園（100名）
肢体不自由児施設	総合療育センター（20名）

○ 発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況

	実人員	件数
平成16年度	328名	延べ1,133件
18	505名	延べ1,956件
20	680名	延べ2,807件

○ 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成18年度	102施設	259名
19	107施設	299名
20	108施設	318名

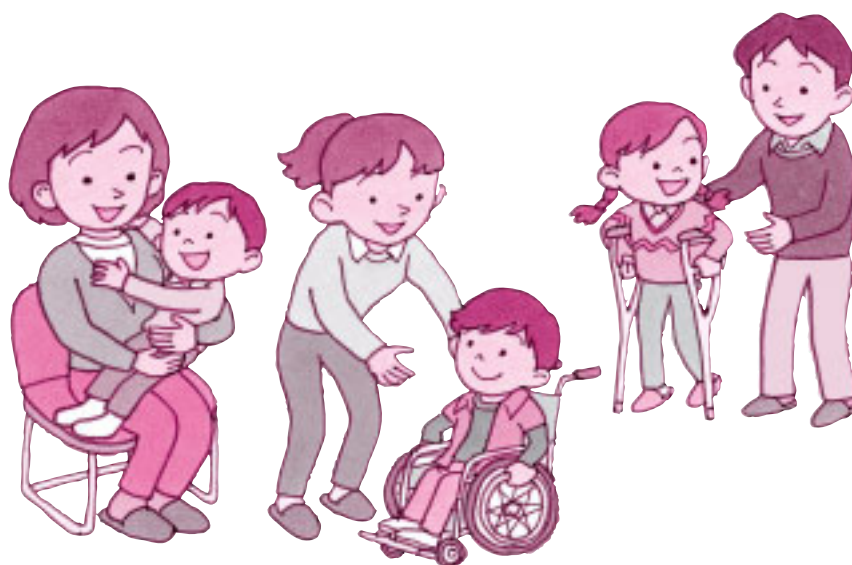
※ 各年度3月1日現在の数値

○ 日中一時支援事業（放課後対策）の利用実績

	利用者数	回数
平成19年度（月平均）	400名	3,067回
20（月平均）	456名	3,739回

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数

	人数	クラブ数
平成16年度	52人	31クラブ
21	155人	74クラブ



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	生後4か月までの乳児家庭 全戸訪問（のびのび赤ちゃん 訪問）事業の充実【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支 援課)	子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結びつけます。 また、関係機関と連携し、地域での見守り体制を強化するとともに、訪問員のスキルアップを図ります。 【生後4か月までの乳児家庭訪問の割合】 20年度：68.5%⇒26年度：100%
2	乳幼児健診における問診項目の 見直し【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支 援課)	乳幼児健診等における発達障害の早期発見の精度を上げ、標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。
3	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)の拡充 【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支 援課、保育課)	心身の発達が気になる乳幼児の発達を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、保育所等の健康診断や乳幼児健康診査等から「わいわい子育て相談」につなぐ体制を強化します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する教室「親子遊び教室」を全区で実施します。 【「わいわい子育て相談」の実施回数】 20年度：108回⇒26年度：204回 【「親子遊び教室」の開催数】 20年度：3区⇒全区で開催
4	障害児保育の充実【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

5	<p>親子通園クラスの設置 【新規】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。</p> <p>【実施箇所数】 26年度：7箇所</p>
6	<p>身近で気軽に行ける相談窓口体制の整備（保育所等） 【拡充】 (子ども家庭局・保育課、子育て支援課、子ども総合センター、保健福祉局・障害福祉課、教育委員会・特別支援教育課)</p>	<p>保育所や幼稚園、知的障害児通園施設、入所施設、特別支援学校等で、市民が気軽に相談できる窓口を設けられないか検討します。その体制をつくるため、障害児療育の専門機関による技術的支援を行うなど、保育所等の職員の専門性の向上を図ります。</p>
7	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所と、「子ども総合センター」、「総合療育センター」など専門機関との連携を強め、保育所に通うLD、ADHD、高機能自閉症のある子どもなどへの支援の拡充を図ります。 特に今後の課題として、保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、支援に取り組みます。</p>
8	<p>総合療育センター等の専門スタッフの派遣【拡充】 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実することで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向上を図ります。</p>
9	<p>総合療育センターの機能の強化【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>医師をはじめ臨床心理士などの専門スタッフの充実を図り、その専門性をさらに強化するとともに、「総合療育センター」の地域支援室による地域の保育所、幼稚園や通園施設等への支援の強化や市西部地区の障害のある子どもの支援について検討します。</p>
10	<p>医療機関との連携強化 【新規】 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>医療従事者を対象に、障害（発達障害を含む）や障害のある人に対する理解の促進を図る研修会等を実施します。</p>

11	<p>特別支援学校のセンター的機能の整備【新規】 (教育委員会・特別支援教育課、保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>拠点となる特別支援学校に、「(仮称) 特別支援相談室」を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p>
12	<p>新生児聴覚検査事業 ≪再掲≫ (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することでコミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。</p>
13	<p>北九州市障害者地域生活支援センターの運営 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>障害児(者)やその家族等からの生活上のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関の紹介・連絡調整、福祉サービスの利用援助などについて、総合的に支援を行います。</p>
14	<p>おもちゃライブラリーの運営 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>おもちゃを通じて、身体的・精神的発達を促すため、市内4箇所の「おもちゃライブラリー」において、おもちゃの貸出、研究および相談を行います。</p>
15	<p>特別支援教育相談センターにおける相談事業 (教育委員会・特別支援教育課)</p>	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等を訪問し、個別的教育支援計画の作成等について、教職員に助言 ・ 必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○ 就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○ 教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談
16	<p>特別支援教育を行う場の整備 (教育委員会・企画課、施設課、教職員課、特別支援教育課)</p>	<p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級の整備 ○ 通級指導教室の整備 ○ 特別支援学校の整備の検討

17	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>(教育委員会・企画課、教職員課、学校保健課、指導企画課、特別支援教育課)</p>	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育支援員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育補助（市費嘱託講師） ・ 特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・ 特別支援教育介助員（嘱託職員） ○ 学生ボランティア ○ 医療・労働等の専門家
18	<p>特別支援教育の理解啓発</p> <p>(教育委員会・特別支援教育課、教育センター、生涯学習課、保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解・啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理解啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○ 特別支援教育講演会（教育センター） ○ 公開講座（特別支援学校のセンター的機能） ○ 生き生きバリアフリー事業 ○ 小学生ふうせんバレーボール大会開催事業

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>障害児保育の充実【拡充】 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・保育課)</p>	<p>通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。</p> <p>また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>
2	<p>保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化【拡充】 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・保育課、教育委員会・特別支援教育課、企画課、保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。</p>

3	<p>一時保育事業【拡充】 ≪再掲≫ (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭、および育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。 今後は、実施箇所数を増やし、また保育所での保育が可能な障害のある子どもの受け入れを促進します。</p> <p>【実施箇所数】 21年度：54箇所⇒26年度：64箇所</p>
4	<p>障害児通園施設の機能強化【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>障害児通園施設の専門的療育機能を強化するとともに、専門機関としての地域の保育所等への支援を強化します。 また、保護者の就労支援やレスパイトについても配慮した対応について検討します。</p>
5	<p>障害児入所施設の機能強化【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>障害児入所施設の専門的・技術的機能を活かした、地域の障害のある子どもの外来相談や、保育所等への巡回指導・相談を充実し、支援の強化を図ります。</p>
6	<p>特別支援教育相談センターにおける相談事業≪再掲≫ (教育委員会・特別支援教育課)</p>	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について、教職員に助言 ・ 必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○ 就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○ 教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	放課後児童クラブの運営体制の 基盤整備【拡充】 ≪再掲≫ (子ども家庭局・子育て支 援課)	≪運営体制の強化≫ 全児童化に併せ、市民ニーズに応えられる運営内容 を確保するため、研修会の実施、運営マニュアルの作 成、開設時間の標準化や延長の推進等により、運営体 制の充実を図ります。 ≪指導員の資質向上≫ 全児童化により、受け入れが増加する高学年児童や 障害のある子どもへの対応が適切に行えるよう、指導 員の資質向上を図ります。そのため、研修の充実、指 導員相互の交流や情報交換、障害のある子どもなどの 対応を支援するための臨床心理士等の巡回派遣を行い ます。 【18：30以降まで開設するクラブの割合】 21年度：80.7%⇒26年度：100%
2	総合療育センター等の専門 スタッフの派遣【拡充】 ≪再掲≫ (保健福祉局・障害福祉課)	保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童 養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援 センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助 言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実するこ とで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を 深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向 上を図ります。
3	日中一時支援事業（放課後 対策）の充実【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)	特別支援学校に在籍する障害のある子どもの放課後 に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援 と介護負担の軽減を推進します。 今後、障害のある子どもの放課後の居場所が確保で きるよう、支援の充実を図ります。
4	小学生ふうせんバレーボール 大会 (保健福祉局・障害福祉課)	障害のある小学生と障害のない小学生で構成された チームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を 開催し、障害のある子どもの社会参加の促進およびこ ころのバリアフリーの推進を図ります。

④ 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	身近で気軽に行ける相談窓口 体制の整備（保育所等） 【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・保育課、 子育て支援課、子ども総合 センター、保健福祉局・障 害福祉課、教育委員会・特 別支援教育課)	保育所や幼稚園、知的障害児通園施設、入所施設、 特別支援学校等で、市民が気軽に相談できる窓口を設 けられないか検討します。その体制をつくるため、障 害児療育の専門機関による技術的支援を行うなど、保 育所等の職員の専門性の向上を図ります。
2	発達障害者支援センターの 充実【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)	自閉症などの発達障害のある本人や家族（保護者や きょうだい児等）などの相談に応じ、療育や就学・就 労・福祉などに関する適切な指導や助言、情報提供 により、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した相 談支援を行います。 また、相談件数の増加に伴い、相談体制の強化や市 西部地区への支援の充実を図るため、「発達障害者支 援センター」の西部分所を設置します。
3	ショートステイ事業 【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護 等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、 短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介 護等を行います。 今後、その充実を図り、重度の障害のある子どもの 受け入れを含め、支援を強化します。
4	特別支援学校のセンター的 機能の整備【新規】 《再掲》 (教育委員会・特別支援教 育課、保健福祉局・障害福 祉課)	拠点となる特別支援学校に、「(仮称) 特別支援相談 室」を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しな がら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。
5	子ども総合センターの運営 《再掲》 (子ども家庭局・子ども総 合センター)	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関とし て、相談・指導・心理判定、障害の判定、一時保護な ど児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校、犯罪被害など立ち 直り支援等が必要な子どもの問題に対応するため、カ ウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連 携による子どもや保護者の支援など専門的・技術的機 関として運営します。

6	北九州障害者しごとサポートセンターの充実 (保健福祉局・障害福祉課)	学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、体制の充実を図り、きめ細やかな就労支援を行い、障害のある生徒の就職を促進します。
7	北九州市障害者自立支援協議会の運営 (保健福祉局・障害福祉課)	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、障害児(者)の地域生活の支援を行います。 特に、市民に対して相談支援機関を周知するとともに、機関相互の連携の強化を図ります。
8	保健福祉相談コーナーの運営 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	高齢者や障害のある人からの、あらゆる相談を受け、その状況に応じた適切な支援を行うため、保健師や作業療法士、理学療法士などの専門職を配置するとともに、相談にあたる職員の専門性の向上を図るため各種の研修を実施します。
9	ホームヘルプサービス事業 (保健福祉局・障害福祉課)	日常生活を営むのに支障がある障害児(者)に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・外出支援等の日常生活上の必要なサービスを行います。
10	障害児の長期休暇対策 (保健福祉局・障害福祉課)	障害のある子ども本人の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場・各種のプログラムを提供します。
11	北九州市障害者地域生活支援センターの運営 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	障害児(者)やその家族等からの生活上のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関の紹介・連絡調整、福祉サービスの利用援助などについて、総合的に支援を行います。
12	機能回復訓練事業 (保健福祉局・障害福祉センター)	言語聴覚訓練、社会参加適応訓練、専門的な情報の提供等のコミュニケーション支援を行うとともに、難病患者等のコミュニケーション障害に対して機器の相談、適合等の支援を行います。

<p>13</p>	<p>特別支援教育相談センターにおける相談事業<再掲> (教育委員会・特別支援教育課)</p>	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について、教職員に助言 ・ 必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○ 就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○ 教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談
<p>14</p>	<p>特別支援教育を行う場の整備<再掲> (教育委員会・企画課、施設課、教職員課、特別支援教育課)</p>	<p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級の整備 ○ 通級指導教室の整備 ○ 特別支援学校の整備の検討
<p>15</p>	<p>特別支援教育を推進する人の配置<再掲> (教育委員会・企画課、教職員課、学校保健課、指導企画課、特別支援教育課)</p>	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育支援員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育補助(市費嘱託講師) ・ 特別支援教育ヘルパー(スクールヘルパー) ・ 特別支援教育介助員(嘱託職員) ○ 学生ボランティア ○ 医療・労働等の専門家
<p>16</p>	<p>特別支援教育の理解啓発<再掲> (教育委員会・特別支援教育課、教育センター、生涯学習課、保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解・啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理解啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○ 特別支援教育講演会(教育センター) ○ 公開講座(特別支援学校のセンター的機能) ○ 生き生きバリアフリー事業 ○ 小学生ふうせんバレーボール大会開催事業

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	重症心身障害児支援の強化 【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)	重症心身障害児（者）が利用できるショートステイ事業や通園事業の充実を図ります。
2	総合療育センターの機能の強化【拡充】《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	医師をはじめ臨床心理士などの専門スタッフの充実を図り、その専門性をさらに強化するとともに、「総合療育センター」の地域支援室による地域の保育所、幼稚園や通園施設等への支援の強化や市西部地区の障害のある子どもの支援について検討します。
3	小池学園（児童部）居住環境改善事業【新規】 (保健福祉局・障害福祉課)	老朽化の著しい小池学園（児童部）について、居住環境の改善等を図ります。
4	ショートステイ事業【拡充】《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害のある子ども（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）、必要な介護等を行います。 今後、その拡充を図り、重度の障害のある子どもの受け入れを含め、支援を強化します。
5	北九州市障害者地域生活支援センターの運営《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	障害児（者）やその家族等からの生活上のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関の紹介・連絡調整、福祉サービスの利用援助などについて、総合的に支援を行います。
6	ホームヘルプサービス事業《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	日常生活を営むのに支障がある障害児（者）に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・外出支援等の日常生活上の必要なサービスを行います。

7	日常生活用具給付等事業 (保健福祉局・障害福祉課)	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害のある子ども(者)に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などの給付・貸与を行います。
8	補装具費の支給 (保健福祉局・障害福祉課)	身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(車椅子等)の交付および修理を行います。
9	移動支援事業 (保健福祉局・障害福祉課)	屋外での移動に困難がある重度障害児(者)が、公的機関などへの外出、および余暇活動等の社会参加のため外出を行う際、ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。
10	障害児福祉手当《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	日常生活において、常時、特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。
11	特別児童扶養手当《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	身体障害・知的障害・精神障害の状態(重度・中度)にある20歳未満の障害のある児童を扶養している父母等に手当を支給します。
12	重度障害者医療費支給制度《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	重度障害(身体・知的・精神)児(者)の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します(精神障害児(者)は、平成21年10月から実施。ただし、精神科病床への入院医療費を除きます)。
13	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成します。

⑥ 発達障害のある子ども支援の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	乳幼児健診における問診項目の見直し【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	乳幼児健診等における発達障害の早期発見の精度を上げ、標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。
2	乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談)の拡充【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	心身の発達が気になる乳幼児の発達を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、保育所等の健康診断や乳幼児健康診査等から「わいわい子育て相談」につなぐ体制を強化します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する教室「親子遊び教室」を全区で実施します。 【わいわい子育て相談の実施回数】 20年度：108回⇒26年度：204回 【「親子遊び教室」の開催数】 20年度：3区⇒全区で開催
3	親子通園クラスの設置【新規】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。 【実施箇所数】 26年度：7箇所
4	発達障害者支援センターの充実【拡充】《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	自閉症などの発達障害のある本人や家族（保護者やきょうだい児等）などの相談に応じ、療育や就学・就労・福祉などに関する適切な指導や助言、情報提供により、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した相談支援を行います。 また、相談件数の増加に伴い、相談体制の強化や市西部地区への支援の充実を図るため、「発達障害者支援センター」の西部分所を設置します。
5	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	保育所と、「子ども総合センター」、「総合療育センター」など専門機関との連携を強め、保育所に通うLD、ADHD、高機能自閉症のある子どもなどへの支援の拡充を図ります。 特に今後の課題として、保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、支援に取り組みます。

6	<p>「発達障害者のためのサポートファイル」普及事業【新規】 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>発達障害児（者）の成長の記録や日常生活の状況などを記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」について、保護者をはじめ学校や医療機関、福祉サービス事業所などへの普及を図り、発達障害の理解を促進しながら、すべてのライフステージにおける一貫した支援を推進します。</p>
7	<p>発達障害者総合支援事業 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>発達障害に関する市民啓発や相談窓口など、各種サービスの充実を図るとともに、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界自閉症啓発デー（4月2日）街頭啓発、啓発用リーフレットの作成・配布、発達障害シンポジウムの開催等による市民や関係機関等への幅広い啓発活動 ○ 発達障害児（者）サポーター支援事業 ○ 発達障害者のためのサポートファイル（再掲） ○ 発達障害支援センター事業（再掲）
8	<p>総合療育センター等の専門スタッフの派遣【拡充】 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実することで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向上を図ります。</p>
9	<p>総合療育センターの機能の強化【拡充】《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>医師をはじめ臨床心理士などの専門スタッフの充実を図り、その専門性をさらに強化するとともに、「総合療育センター」の地域支援室による地域の保育所、幼稚園や通園施設等への支援の強化や市西部地区の障害のある子どもの支援について検討します。</p>
10	<p>医療機関との連携強化【新規】《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>医療従事者を対象に、障害（発達障害を含む）や障害のある人に対する理解の促進を図る研修会等を実施します。</p>